

死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和6年
2月号

令和5年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
1月末速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）における令和5年の休業4日以上¹の死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は、令和6年1月末現在で図表のとおり、**死亡者数は1人、休業4日以上¹の死傷者数は237人**です。

死傷災害は全業種合計では、7人（3.0%）の増となっています。

業種別では**建設業・林業・旅館業**が、事故の型では**墜落・転落災害、交通事故**が大幅に増加しています。

令和5年の労働災害は前年と比べ確定値においても増加となる可能性が高く、**過去10年で最悪となる令和3年の247件を超える可能性**が高くなっています。

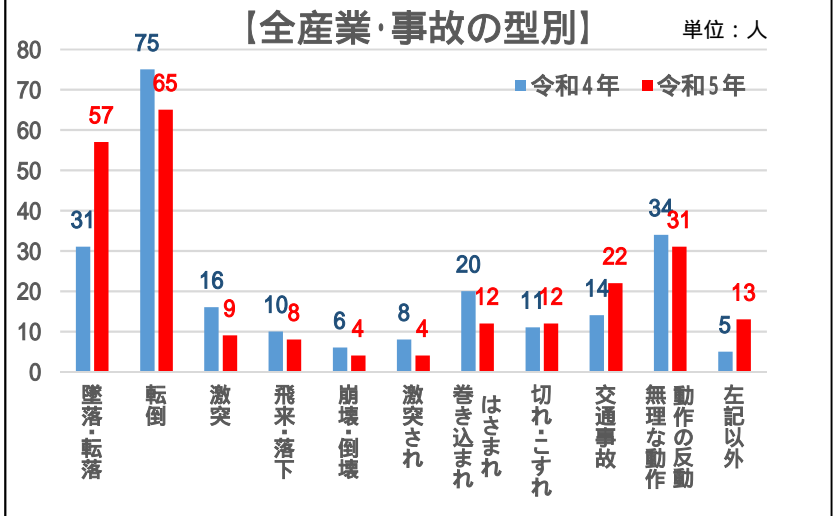
伊勢労働基準監督署で過去5年間に発生した**墜落・転落災害の約4分の1が梯子・脚立**によるものです。

裏面にて注意事項をご案内しておりますので、災害防止のため今一度ご確認のうえ、対策をお願いいたします。

【令和5年 休業4日以上¹の死傷災害発生状況 伊勢署】

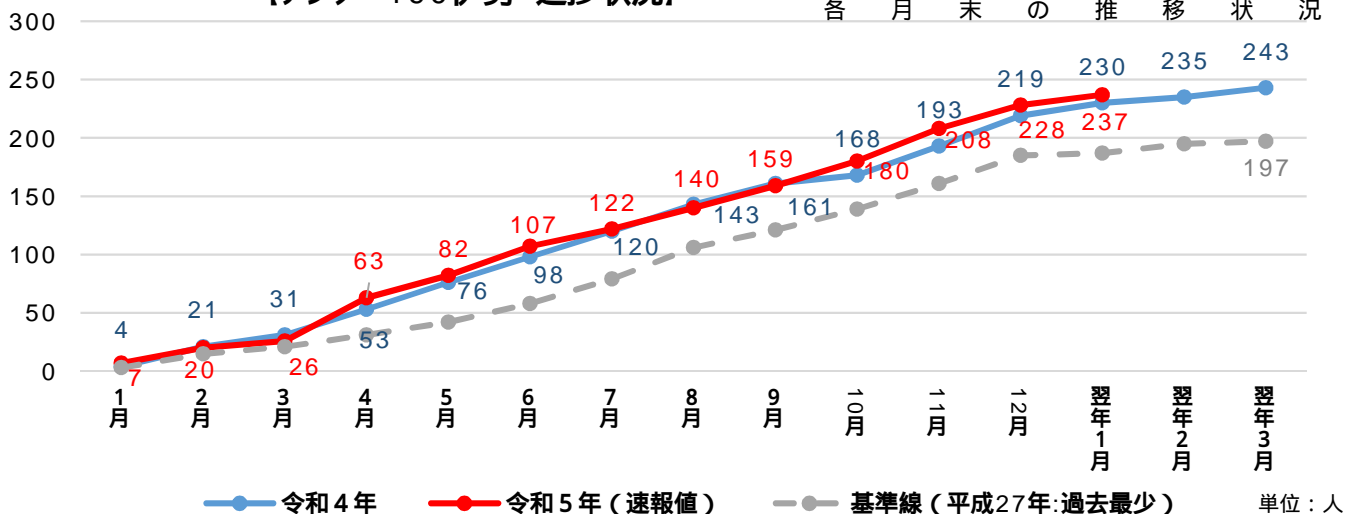
	令和4年		令和5年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		230	1	237	+7	+3.0%
製造業		38		39	+1	+2.6%
建設業		25	1	36	+11	+44.0%
道路貨物運送業		15		8	-7	-46.7%
林業		4		6	+2	+50.0%
小売業		44		41	-3	-6.8%
社会福祉施設		33		23	-10	-30.3%
旅館業		16		23	+7	+43.8%

【全産業・事故の型別】



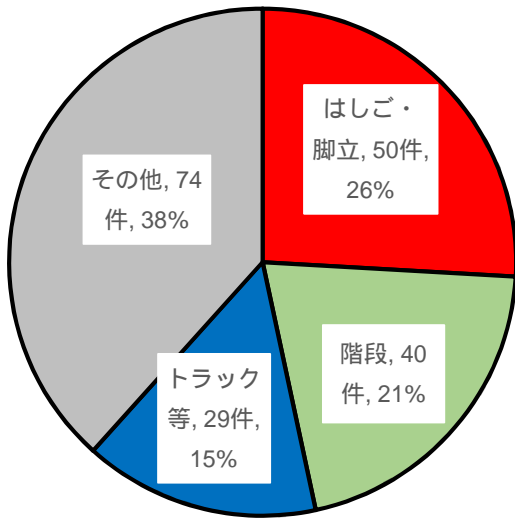
【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上¹の死傷者数
各月末の推移状況



はしごや脚立からの墜落・転落災害を防止するために

墜落・転落災害(H30-R4) 起因物別発生件数



平成30年から令和4年までの5年間で、墜落・転落災害の発生原因となった起因物は、はしご・脚立が最も多く、**全体の約4分の1**を占めています。その**74%**が骨折で、平均で45日間の休業に至っています。

はしご・脚立は構造上不安定になりやすく、墜落等の危険が高いものです。そのため初めに、**はしご・脚立の使用自体を避けられないか**検討してください。

同様に、踏み台等を使用する際も、手すり付きの踏み台など、**より安全な設備**を使用できないか検討してください。

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられない**ですか？
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車など**に変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

十分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、**はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。**

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



はしご・脚立を使用する際は、左記のポイントに注意するとともに、次葉以降の「チェックリスト」を使用して、安全対策が実施されているか確認してください。

また、万が一墜落・転落した場合に備えヘルメット（保護帽）を必ず着用してください。

平成27年の調査では、頭部を負傷した**死亡災害のうち約84%**が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした。

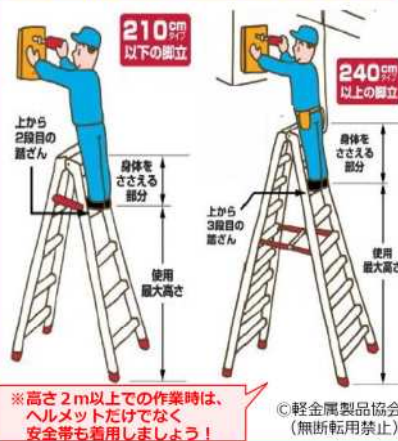
保護帽には「墜落時保護用」の区分の「型式検定合格標章」が付いているか、**今一度ご確認**をお願いいたします。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



脚立の安全使用のポイント



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 幅は30cm以上
- すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

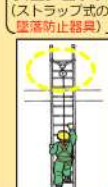
- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）



必ず保護帽を着用!



（着用時5つのポイント）

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

特に①と③を忘れずに！（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

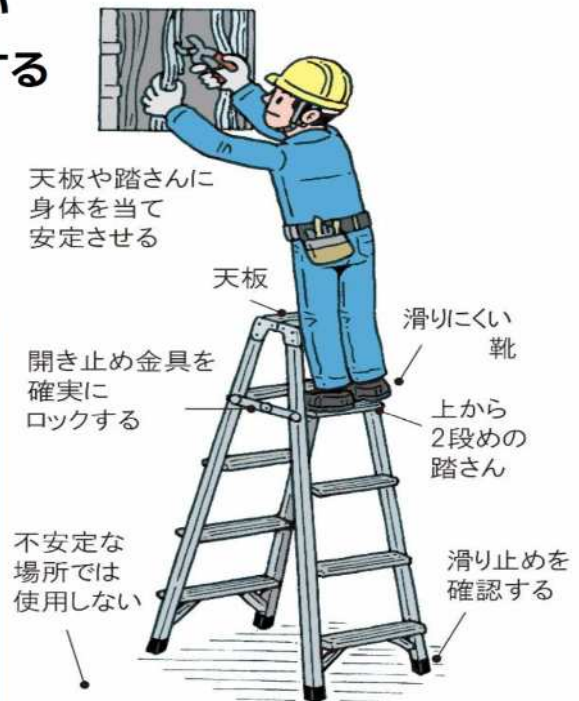
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署